

○伊那市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和5年3月29日

告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、新婚世帯の定住促進及び少子化対策に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 補助金を申請した日の属する年度の前年度の1月1日から当該年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

(2) 住居費 次に掲げるものをいう。

ア 新婚世帯が市内の住宅の購入又は建築に要した費用

イ 新婚世帯が市内の住宅の賃借に要した費用（賃料及び共益費のほか、敷金、礼金、保証金、仲介手数料その他これに類する費用を含む。）ただし、勤務先等から住宅に係る手当が支給されている場合は、当該手当に相当する費用を除く。

(3) リフォーム費用 新婚世帯が市内の住宅のリフォームに要した費用（倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門、フェンス、植栽等の外構の工事に係る費用並びにエアコンディショナー、洗濯機等の家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用を除く。）をいう。

(4) 引越費用 新婚世帯が市内の住宅への引っ越しに要した費用（運輸支局長に対し貨物軽自動車運送事業の届出をした者又は一般自動車貨物運送事業について運輸局長の許可を受けた者への支払に限る。）をいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻の日における夫及び妻の年齢が39歳以下であること。

- (2) 所得証明書に記載された前年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、夫婦の所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (3) 補助金の申請をする住居が市内にあり、申請の日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居にあること。
- (4) 他の公的制度による住居費、リフォーム費用及び引越費用に対して補助金、交付金その他の金銭の交付を受けていないこと。
- (5) 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 夫及び妻が本市又は前住所地の市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと。
- (7) この補助金の交付決定後5年間は、市内に居住する意思があること。
- (8) 夫及び妻が伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象経費、区分及び補助率等）

第4条 補助金の交付対象となる経費、新婚世帯の区分、補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	区分	補助率等
住居費、リフォーム費用及び引越費用の合計額	婚姻の日における夫及び妻の年齢が39歳以下の世帯	10分の10以内の額。ただし、1世帯当たり30万円を上限とする。
	婚姻の日における夫及び妻の年齢が29歳以下の世帯	10分の10以内の額。ただし、1世帯当たり60万円を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する補助対象経費の対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、住居費（住宅の購入又は建築に要した費用に限る。）及びリフォーム費用は、当該契約を締結した日が婚姻の日から起算して1年以内であっても交付対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊那市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市

長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
 - (2) 夫及び妻の住所が記載された住民票の写し
 - (3) 夫及び妻の所得証明書
 - (4) 婚姻を機に離職した場合は、離職票の写し及び無職・無収入届出書兼誓約書（様式第2号）
 - (5) 夫及び妻の市税等の完納を証する書類（前住所地の市区町村が発行する最新のもの）
 - (6) 住宅の購入若しくは建築又はリフォーム費用の補助金の交付を申請する場合は、住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し
 - (7) 住宅の賃借に係る費用の補助金の交付を申請する場合は、住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し並びに住居手当支給証明書（様式第3号）
 - (8) 引越費用の補助金の交付を申請する場合は、引っ越しに係る契約書又は見積書及び領収書の写し
 - (9) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が分かる書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けた額が補助上限額に達しない場合は、補助上限額と補助金の交付を受けた額の差額を上限とし、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度に限り、補助金を申請することができるものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、伊那市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し

に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(適用除外)

第9条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業（昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。）による集落移転の対象となった区域に住所又は居所を有する者については、適用しない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度に補助金の交付を受けようとするときは、第2条第1号の規定にかかわらず、令和5年3月1日から同年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦は、新婚世帯とみなす。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

伊那市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者（自署）

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり伊那市結婚新生活支援事業補助金の交付を申請します。

1	婚姻日	年 月 日	
2	住民票の住所異動日	(夫) 年 月 日	
		(妻) 年 月 日	
3	婚姻日時点の年齢	(夫) 生年月日： 年 月 日 (年齢： 歳)	
		(妻) 生年月日： 年 月 日 (年齢： 歳)	
4	所得状況	(夫) _____円 + (妻) _____円 = 合計 _____円	
		貸与型奨学金の返済額 年 _____円	
		(合計) _____円	
5	申請事業の内訳	取得年月日	年 月 日
	住宅の購入又は建築	費用 (A)	円
	住宅の賃借	賃料	①家賃 月額 _____円
			②住居手当 月額 _____円
			③支払済の家賃 _____か月
			(年 月 ~ 年 月)
			(① - ②) × ③ = _____円
		共益費	円
		敷金	円
		礼金	円
		保証金	円
		仲介手数料	円
		小計 (B)	円
	リフォーム	契約年月日	年 月 日
		費用 (C)	円

	引越し	引越年月日	年 月 日
		費用 (D)	円
	合計 (E) (A + B + C + D)		円
6 補助申請額 ※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			円
7 確認事項 ※該当する項目の□にレ点を記入	☐ 夫婦共に他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 夫婦共に過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けていません。 ☐ この補助金の交付審査のため、伊那市が住民登録情報、所得並びに市税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を確認することに同意します。 ☐ この補助金の交付決定後5年間は、伊那市内に居住します。 申請者氏名 (自署) _____ 配偶者氏名 (自署) _____		
8 添付書類 ※該当する項目の□にレ点を記入	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 住民票の写し ☐ 夫及び妻の所得証明書 (前住所地の市区町村が発行する最新の所得を証明するもの) ※伊那市分は、不要 ☐ 婚姻を機に離職した場合は、離職票の写し及び無職・無収入届出書兼誓約書 (様式第2号) ☐ 夫及び妻の市税等の完納を証する書類 (前住所地の市区町村が発行する最新のもの) ※伊那市分は、不要 ☐ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、貸与型奨学金の返済額が分かるもの 【住宅の購入若しくは建築又はリフォーム費用の場合】 ☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し 【住宅の賃借費用の場合】 ☐ 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し並びに住居手当支給証明書 (様式第3号) 【引越費用の場合】 ☐ 引越しに係る契約書又は見積書及び領収書の写し 【その他】 ☐ その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第5条関係）

無職・無収入届出書兼誓約書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者（自署）

住 所

氏 名

電話番号

伊那市結婚新生活支援事業補助金の申請に当たり、次のとおり無職又は無収入であることを届け出ます。また、この届出書に記載した内容に相違ないことを誓約します。

1 無職・無収入になった日	年 月 日
2 理由	

様式第 3 号（第 5 条関係）

住居手当支給証明書

年 月 日

（宛先）伊那市長

給与支払者
所在地
名 称
氏 名
電話番号
印

次の者の住居手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者	住所	
	氏名	
2 住居手当支給状況 ※該当する項目の□に レ点を記入	☐ 支給有り	年 月現在 月額 円
	☐ 支給無し	

備考

- 1 住居手当とは、事業主が従業員の住宅の賃借に対し、支給又は負担をする全
ての手当等の月額合計額です。
- 2 支給がある場合は、直近の月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

伊那市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

伊那市長 印

年 月 日付けで申請のあった伊那市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり決定し、確定しましたので通知します。

1 交付年度	年度
2 補助金の名称	伊那市結婚新生活支援事業補助金
3 交付決定額	円
4 交付条件	伊那市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 5 号（第 7 条関係）

伊那市結婚新生活支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者（自署）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定及び確定のあった、伊那市結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協						本店 支店・支所
口座の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（						

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）